

## 北塩原村空き家改修補助金交付要綱

(目的)

第1条 北塩原村内に存在する空き家の利活用と北塩原村への移住を促進するため、空き家の改修を行った者に対し、北塩原村補助金等の交付等に関する規則（昭和62年北塩原村規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、事業に要する経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の名称)

第2条 前条に定める補助金は、北塩原村空き家改修補助金（以下「補助金」という。）という。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 村内に存在する居住等を目的とした建物で、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）一戸建て専用住宅又は一戸建て併用住宅をいう。倒壊等の危険性のある建物や生活等の場として機能しない管理不全な建物については除く。
- (2) 空き家バンク 村内の空き家に関する情報（売却若しくは賃貸を目的とした建物）を登録し、利用希望者に対して村がその情報を提供する制度をいう。
- (3) 所有者 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 改修 住宅機能の向上のための改築、増築、修繕等をいう。ただし、通常の家屋の維持管理に係る修繕等は含まない。

(補助対象空き家)

第4条 この要綱の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、村の空き家バンクに掲載されている空き家で、かつ村長が認めたものとする。

2 前項の補助対象空き家は専用住宅に限るものとし、併用住宅の場

合は、居住部分を対象とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象空き家の改修のための工事(以下「改修工事」という。)を実施する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 移住のために空き家の改修を使用とする者

(2) 村内の賃貸住宅に居住している者で、空き家を改修して引き続き村内に居住しようとする者

(3) 村内居住者で、特別な事情により、現在住んでいるところに居住することが出来なくなったため、空き家を改修し引き続き村内に居住しようとする者

2 補助対象者は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

(1) 補助金交付申請時において、補助対象者及び同居の親族が税等を滞納していないこと。ただし、滞納整理計画等に基づきこれを着実に履行している場合はこの限りではない。

(2) 3親等内の親族からの補助対象空き家の購入等でないこと。

(3) 補助対象空き家の売買契約を締結した日又は最初の賃貸借契約を締結した日から起算して2年を経過していないこと。なお、賃借する場合にあっては、改修に関し所有者の承諾を得ている場合に限る。

(4) 当該補助対象空き家に補助金の交付を受けた日から起算して5年以上居住する意思を有し、所在する行政区に加入すること。

(5) 同一世帯内に扶養する子供がいる場合、特別な事情がある場合を除き、学校は村内の小中学校に通わせること。

(6) 補助金の交付の決定後に着手し、交付申請をした日の属する年度の3月31日までに完了すること。

(7) 改修工事は、原則として村内の事業者に発注すること。

(8) 改修する空き家について、この要綱による補助金の交付を受けたことがある者でないこと。

(9) 暴力団員（北塩原村暴力団排除条例（平成23年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は社会的非難関係者（暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者として福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号。以下「県規則」という。）第4条に規定する者をいう。）でないこと。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助対象空き家改修工事に要する経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。ただし、補助対象者及び補助対象者の3親等内の親族が自ら改修を実施する場合は、補助の対象としない。

2 次の各号のいずれかに該当する工事等に要する経費は、補助対象経費から除外する。

(1) 外構工事等に要する経費

(2) 併用住宅における住宅部分以外に係る経費

(3) 前各号に掲げるもののほか、村長が適当でないとして認めた工事等

3 第1項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が行う他の補助金を活用する場合の当該対象経費は、補助対象経費から除外する。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）に相当する額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てた額）とし、150万円を限度とする。

（交付申請）

第8条 交付申請をしようとする補助対象者（以下「補助申請者」という。）は、改修工事の実施前に北塩原村空き家改修補助金申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添付し、村長に提出しなければならない。

(1) 本人を証明できる書類（例：免許証、マイナンバーカード等）

(2) 位置図

- (3) 現況写真
- (4) 詳細な工事見積書
- (5) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (6) 誓約書（様式第2号）
- (7) 紛争等に関する誓約書（様式第3号）
- (8) 所有者等の承諾書（様式4号）
- (9) 村税に未納がないことの証明に関する同意書（別添1）（ただし、他市町村の場合は、納税証明書）
- (10) 委任状（補助申請者が本補助金の交付申請手続を他の者に委任する場合）
- (11) 補助金振込先の通帳の写し
- (12) 前各号に掲げるほか、村長が必要と認める書類（交付決定）

第9条 村長は、交付申請が到達したときは、その内容を審査し、交付の可否を北塩原村空き家改修補助金交付決定（却下）通知書（様式第5号）により補助申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、交付申請の内容を変更しようとするときは、北塩原村空き家改修補助金変更承認申請書（様式第6号）を村長に提出し、承認を受けなければならない。

（変更交付決定）

第11条 村長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、変更交付の可否を北塩原村空き家改修補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により補助申請者に通知するものとする。

（中止の承認）

第12条 補助事業者は、やむを得ない理由により改修工事を中止しようとするときは、速やかに北塩原村空き家改修補助金中止承認申請書（様式第8号）を提出し、村長の承認を得なければならない。

2 村長は、前項の補助金中止承認申請書の提出を受け、これを承認し

た場合は、補助金の交付を取り消すものとする。

(実績報告書)

第13条 補助事業者は、改修工事が完了したときは、事業完了の日から14日を経過した日、又は補助金等の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに北塩原村空き家改修補助金報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し及び請求明細

(2) 改修工事完了後の写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(交付請求)

第14条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、北塩原村空き家改修補助金交付請求書(様式第10号)に村長が必要と認める書類を添えて、村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、補助金の返還を命じることができる。

(1) 申請書その他の書類の内容に虚偽の記載があったとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 交付要件に違反したとき

(4) 第13条による実績報告がないとき

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、「北塩原村空き家除去及び活用促進事業補助金交付要綱（平成 2 8 年 4 月 1 日施行）」は廃止する。